

モンベル自転車保険 補償内容の概要

基本補償の補償内容	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
死亡保険金	ケガにより事故日を含めて180日以内に亡くなった場合に、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。 (注)既にお支払いした後遺障害保険金がある場合には※、その額を死亡・後遺障害保険金額から控除してお支払いします。 ※保険期間3年、5年の契約は「既にお支払いした後遺障害保険金がある場合には」を「その保険事故が発生した保険年度と同一の保険年度に生じた保険事故による傷害に対して、既にお支払った後遺障害保険金がある場合には」読みかえます。	●故意または重大な過失 ●自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ●自動車・バイク・クレーン車などの無資格運転、酒気帯び運転、麻薬などを使用した運転中に被ったケガ ●病気、心神喪失などおよびこれらを原因とするケガ(例えば歩行中に病気により意識を喪失し転倒したためにケガをした場合など) ●入浴中の湯水(ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって生じた場合には、保険金をお支払いします)
後遺障害保険金	ケガにより事故日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合に、後遺障害の程度に応じて、死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。 (注)お支払いする保険金は、保険期間を通じて※、死亡・後遺障害保険金額が限度となります。 ※保険期間3年、5年の契約は「保険期間を通じて」を「各保険年度ごと」と読みかえます。	●妊娠・出産・早産 ●むちうち症、腰痛、その他の症状でそれを裏付けるに足りる医学的見解のないもの ●地震・噴火またはこれらによる津波 ●特に危険な運動中のケガ(ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマーなどの登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング、フリークライミング、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗など)
入院保険金	ケガにより事故日を含めて180日以内に入院を開始した場合、事故日を含めて1,000日以内の入院について、〔ご契約の保険金日額×入院日数〕をお支払いします。 ※入院保険金および手術保険金支払対象期間延長特約(1,000日用)セット	●戦争・革命・内乱、暴動 ●放射線照射・放射能汚染
手術保険金	ケガにより事故日を含めて180日以内に入院または通院し、事故日を含めて1,000日以内に所定の手術を受けた場合に、次のいずれかの算式による額をお支払いします。 (1)事故につき1回限度) ① 入院中に受けた手術の場合：【入院保険金日額×10】 ② ①以外の手術の場合：【入院保険金日額×5】 ※入院保険金および手術保険金支払対象期間延長特約(1,000日用)セット	●自動車競争選手、プロボクサー、猛獣取扱者などの危険な職業に従事中のケガ
通院保険金	ケガにより事故日を含めて180日以内に通院を開始した場合、事故日を含めて1,000日以内の通院(通院に準じた状態(※1)および往診を含みます。))について、〔ご契約の保険金日額×通院日数〕をお支払いします。(1)事故につき90日限度) (※1)骨折・脱臼・靭帯損傷などで、保険の約款に定める部位(長管骨・脊柱など)を固定するためにギプスなど(※2)を常時装着した状態をいいます。 (※2)固定帯・サポーターなどの任意で容易に着脱できるもの、および、骨の固定のために体内に挿入された器具は含みません。 ※通院保険金支払対象期間延長特約(1,000日用)セット	●個人賠償責任補償特約(※)における被保険者の範囲は、次のとおりとなります。 ①本人/②本人の親権者/③本人の配偶者/④①から③までの同居の親族/⑤①から③までの別居の未婚の子/⑥本人が未成年者または責任無能力者である場合は、法定の監督義務者および監督義務者に代わり監督する親族。ただし、本人に関する事故に限ります。/⑦②から⑥までのいずれかに該当する方が責任無能力者である場合は、その方の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わり監督する親族。ただし、その責任無能力者に関する事故に限ります。
傷害医療費用保険金	ケガにより医師の治療を受けた場合に、事故日を含めて365日以内に実際に負担した次の費用をお支払いします。 (1)事故につきご契約の保険金額限度) ●公的医療保険制度の一部負担金など病院に支払った治療費 ●入院院・転院のための交通費 ●医師の指示による薬剤・医療器具などの費用 (注)労災保険からの給付金、第三者からの損害賠償金などを差し引いてお支払いします。	●故意 ●地震・噴火またはこれらによる津波 ●職務遂行に直接起因する損害賠償責任(仕事上の損害賠償責任) ●自動車などの所有・使用・管理による損害賠償責任 ●心神喪失による損害賠償責任 ●同居の親族に対する損害賠償責任 ●他人から借りたり預ったりした物に対する損害賠償責任

特約の補償内容	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
交通事故傷害危険のみ補償特約	次のいずれかの事故などによるケガに限り、以下の【対象となる保険金】のうちご契約にセットしている保険金をお支払いします。 ●運行中の乗物との衝突・接触などの交通事故 ●運行中の乗物に搭乗している間の事故 ●乗物の乗降場構内(改札口内など)での事故 ●乗物の火災 【対象となる保険金】 「基本となる補償」(死亡・後遺障害・入院・手術・通院・傷害医療費用)の保険金 (注)乗物とは、保険の約款に定める「交通乗用具」で、例えば以下のような乗用具をいいます。 ●陸上の乗用具(※)→電車、自動車、原動機付自転車、自転車、ベビーカー (※)遊戯施設内の乗物(ジェットコースター、ゴカートなど)、一輪車、三輪以上の幼児用車両、道具(キックボード、スクートボード、サーフボード、遊戯用のそりなど)などは除きます。 ●空の乗用具→航空機(飛行機、ヘリコプターなど) ●水上の乗用具→船舶(ヨット、モーターボートなど) ●その他の乗用具(※)→エレベーター、エスカレーター、動く歩道 (※)立体駐車場のリフトなど専ら荷物輸送用に設置された装置などは除きます。	上記基本補償の「保険金をお支払いしない主な場合」に加え、次の場合にも保険金をお支払いいたしません。 ●次のいずれかに該当している間の事故によるケガ ①職務または実習として船舶に搭乗している間 ②グライダー、飛行船に搭乗している間 ●職務として次の作業を行っている間の、その作業に起因するケガ ①乗物への荷物の積み、積み卸、整理 ②乗物の修理、整備、清掃
個人賠償責任補償特約	被保険者が、次の偶然な事故により、他人の身体や財物に損害を与えたり、国内で電車など(※)を運行不能にさせて、法律上の損害賠償責任を負った場合に、保険金をお支払いします。(※)電車・モノレールなどの軌道上を走行する乗用具をいいます。 ●住宅の所有・使用・管理に起因する事故 ●日常生活に起因する事故 【お支払いする保険金】 次の賠償金や費用の額をお支払いします。 ●損害賠償金(1)事故につきご契約の保険金額限度 ●訴訟・弁護士費用など(お支払いできる額に条件が適用される場合があります。) (注1)損害賠償金の決定や訴訟・弁護士費用などの支出にあたっては、事前に引受保険会社の承認が必要です。 (注2)この特約には「賠償事故の解決に関する特約」が自動的にセットされ、折衝、訴訟または調停もしくは訴訟の手續(弁護士の手続きを含みます。)は原則として引受保険会社で行います。ただし、日本国内で発生した事故に限ります。	●故意 ●地震・噴火またはこれらによる津波 ●職務遂行に直接起因する損害賠償責任(仕事上の損害賠償責任) ●自動車などの所有・使用・管理による損害賠償責任 ●心神喪失による損害賠償責任 ●同居の親族に対する損害賠償責任 ●他人から借りたり預ったりした物に対する損害賠償責任

Q&A

Q1. 自転車レース中の事故による怪我は補償の対象となりますか？

A. 自転車レースを行うための施設等や、一般の通行を制限して占有した状態の道路で行う、競技・競走・興行(いずれもそのための練習を含む)は補償の対象外となります。

Q2. 家族型での加入ができますか？

A. モンベル自転車保険は個人型ですので1人1契約が必要です。

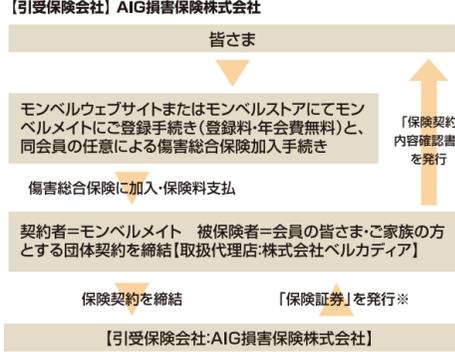
Q3. 個人賠償責任補償の被保険者も被保険者本人のみの補償ですか？

A. 個人賠償責任補償特約における被保険者の範囲は、次の①～⑦の方となります。

①.本人/②.本人の親権者/③.本人の配偶者/④.①から③までの同居の親族/⑤.①から③までの別居の未婚の子/⑥本人が未成年者または責任無能力者である場合は、法定の監督義務者および監督義務者に代わり監督する親族。ただし、本人に関する事故に限ります。/⑦ ②から⑥までのいずれかに該当する方が責任無能力者である場合は、その方の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わり監督する親族。ただし、その責任無能力者に関する事故に限ります。

【ご加入方法について】

契約方式は、保険契約者をモンベルメイト代表者辰野勇、被保険者(保険の対象となる方)を会員の皆さま(ご本人)またはご家族の方、取扱代理店を株式会社ベルカディア(モンベルメイトの各サービスを運営)として保険契約を締結する団体契約となります。ご加入後はモンベルメイトのウェブサイトにて「加入者証」をご確認いただけます。(ID・パスワードの登録が必要です)
【引受保険会社】AIG損害保険株式会社



【ご加入条件について】

<ご加入者(保険料負担者)について>

- モンベルメイト(登録無料)のメンバーです。
- 加入時点の年齢が満20歳以上で法律上の行為能力を有している方です。

<保険の対象となる方(被保険者)について>

- 日本国内に居住する個人です。
- 保険開始日時点の年齢が満78歳以下です。
- 加入者ご本人もしくは、加入者との関係が配偶者、加入者の同居の親族、加入者の別居の子ども(未婚※)のいずれか1名です。※未婚とは、これまで婚姻歴のないことをいいます。
- 「個人賠償責任補償特約」における被保険者の範囲は、次のとおりとなります。
①本人/②本人の親権者/③本人の配偶者/④①から③までの同居の親族/⑤①から③までの別居の未婚の子/⑥本人が未成年者または責任無能力者である場合は、法定の監督義務者および監督義務者に代わり監督する親族。ただし、本人に関する事故に限ります。/⑦②から⑥までのいずれかに該当する方が責任無能力者である場合は、その方の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わり監督する親族。ただし、その責任無能力者に関する事故に限ります。

<その他ご加入条件について>

- 保険期間(保険のご契約期間)は1年間または長期(3年、5年)となります。
- 保険開始日時点での年齢が満75歳以上～満76歳以下は保険期間1年・3年、満77歳以上～満78歳以下は保険期間1年のお申し込みが可能です。
- 保険責任開始時刻は保険開始日の午後0時(正午)からとなります。
- ウェブサイトからのお申し込みの場合、保険料のお支払い方法はご加入者本人名義のクレジットカードー一括払いのみとなります。(お取り扱いカード:JCB・VISA・Mastercard・American Express・Diners Club)
- 保険契約の申し込みの撤回など(クーリングオフ)は対象外となりますのでご注意ください。
- 過去1年以内に傷害保険金を3回以上請求または受領されたことがある方はお申し込みいただけません。
- ご加入されている同種の保険の合計額と、今回ご加入予定の保険金額との合計額が、死亡・後遺障害保険金額で1億円(無職者は2,000万円)を超える場合、入院保険金日額で30,000円(無職者は10,000円)または、通院保険金日額で20,000円(無職者は6,000円)を超える場合は、ご加入いただけません。
- 以下のいずれかに該当する場合、ご契約いただける死亡・後遺障害保険金額は、他の保険契約と合算して1,000万円が限度となります。
①被保険者が保険期間開始時点で満15歳未満の場合 ②被保険者がご加入者本人以外の場合

【ご注意】

- このパンフレットは保険商品の概要を説明したものです。詳細につきましては、取扱代理店または引受保険会社にお問い合わせください。また、ご加入に際しては、保険商品についての重要な情報を記載した重要事項説明書【契約概要】「契約概要」【注意喚起情報】などを、事前に必ずご覧ください。
- 引受保険会社の損害保険募集人は、保険契約締結の代理権を有しています。

(D-004789 2021-10)

事故が起こったら

事故の状況やケガの程度をただちに(遅くとも事故の日から30日以内)ご連絡ください。なお、通知が遅れたり、その内容に虚偽の申告がありまると、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

保険に関するお問い合わせ
傷害事故受付

https://hoken.montbell.jp

株式会社ベルカディア 保険窓口：モンベル・アウトドア・チャレンジ

☎0120-938-593 携帯電話・PHSからは06-7220-3393

Eメールアドレス hoken@montbell.com

【受付時間】10:00～18:00【定休日】3月～10月/無休 11月～2月/日曜・祝日

montbell outdoor challenge

取扱代理店

Bellcadia 株式会社ベルカディア

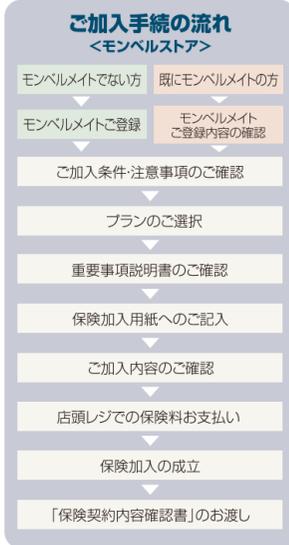
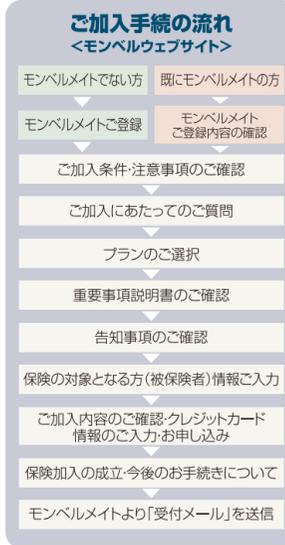
保険窓口：M.O.C.(モンベル・アウトドア・チャレンジ)本部事務局
〒550-0013 大阪府大阪市西区新町2-2-2

※株式会社ベルカディアとは、モンベル製品の販売、M.O.C.イベント企画・運営、保険代理店などを行う、モンベルグループの企業です。

引受保険会社

AIG損害保険株式会社

大阪企業営業部 営業第二課
〒530-0011 大阪市北区大深町3-1 グランフロント大阪タワーB
TEL.06-7223-3011



montbell mate

＜モンベルメイトについて＞
(登録無料)

- モンベルメイトとは、以下の方が対象となり、モンベルメイトとなることを同意された方です。
●モンベルクラブ会員(年会費:¥1,500)
●通信販売利用者 ●M.O.C.イベント参加者
●アンケート回答者 ●旧モンベルクラブ会員
●既保険加入者(2005年4月1日以降)
- サービス内容
モンベルウェブサイトスピーディーにご利用いただけるほか、傷害保険の加入ならびにメールマガジンの配信サービス、イベント情報の発送サービスなどをご利用いただくことができます。
- 登録内容に変更があった場合
氏名、住所、eメールアドレスなど届け出事項に変更があった場合は、モンベルウェブサイト上で修正してください。修正ができない場合は、モンベルクラブ事務局までご連絡ください。ご連絡いただけない場合、メールマガジンなどがお届けできず、サービスが受けられなくなることがあります。

**長期
補償タイプ**

保険期間 **1年・3年・5年**

保険料 **1,740円**から

モンベルの 自転車保険

交通事故傷害危険のみ補償特約付傷害総合保険

自転車でのケガや賠償事故など、万一のリスクに備える保険
自転車での通勤・通学にも対応

各自治体ですすむ自転車損害賠償
保険などの加入義務化への対応に



2019年10月1日以降保険始期契約用

お申し込みは
モンベルウェブサイトから **https://hoken.montbell.jp/**



montbell



1 000004 334216

#1905015 20/10

自転車での賠償事故に備え、 保険に加入しておくとお心です！

アウトドアスポーツとして楽しむだけでなく、日常の交通手段として広く親しまれている自転車。楽しくそして便利な乗り物ですが、近年、重大な事故も発生しており、「自転車損害賠償保険」への加入を条例で義務付ける自治体も増えてきました。高額化する自転車事故の損害賠償に安心の保険で備えましょう。



自転車事故による高額賠償の事例 (出典:日本損害保険協会ウェブサイト)

賠償額(※)
9,521万円

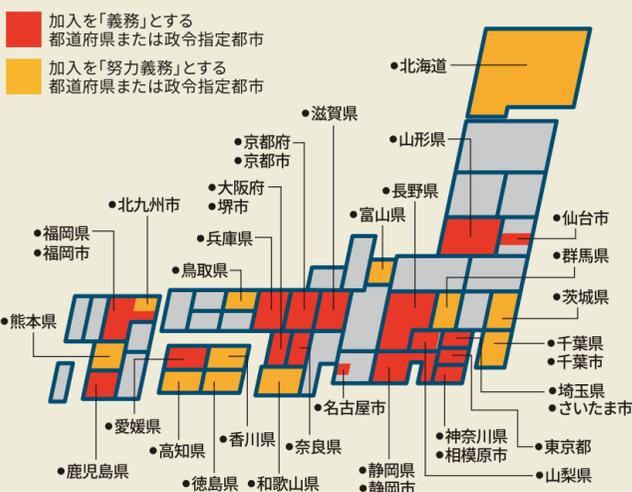
神戸地方裁判所 2013年7月4日判決
男子小学生(11歳)が夜間、帰宅途中に自転車で走行中、歩道と車道の区別のない道路において歩行中の女性(62歳)と正面衝突。女性は頭蓋骨骨折等の重傷を負い、意識が戻らない状態となった。

賠償額(※)
9,266万円

東京地方裁判所 2008年6月5日判決
男子が昼間、自転車横断帯のかなり手前の歩道から車道を斜めに横断し、対向車線を自転車で直進してきた男性会社員(24歳)と衝突。男性会社員に重大な障害(言語機能の喪失等)が残った。

※賠償額は判決文で加害者が支払いを命じられた金額です。(上記金額は概算額)

このような事故を背景に、全国の自治体で自転車損害賠償保険などの加入義務化が進んでいます。



(注)以上の図・表は都道府県・政令指定都市のみを表示しています。条例の施行日については、自治体により異なります。また、政令指定都市以外の市町村で条例が制定されている場合があります。詳しくは各自治体のウェブサイト等でご確認ください。

上記を背景に、保険加入の必要性が高まっています。補償内容について次ページで見てみましょう。

モンベル自転車保険

モンベル自転車保険は自転車でのケガや賠償事故など、万一のリスクに備える保険です。アウトドアスポーツとしてのサイクリングだけでなく、自転車での通勤・通学中の事故にも対応しています。

特長①
その場で手続き完了
スピーディにお申し込み!
補償プランを選んで加入するだけ。ウェブサイトからクレジットカードで、モンベルストアではレジでお支払いいただくことで手続き完了です。

特長②
最短でお申込日の翌日午後から補償開始
お申込日の翌日から30日先までの間よりご希望の保険開始日を選べます。お選びいただいた保険開始日の正午から補償開始です。

特長③
モンベルクラブメンバーズポイントが貯まる!
モンベルクラブ会員さまのお申し込みには、ご本人のみならずご家族の方を被保険者とするご加入についても、保険料の3%のポイントが貯まります。

補償内容 他人に対する賠償責任と、ご自身のケガの補償の2つの備え



他人に対する賠償責任の補償

●自転車で行き先へぶつかりケガをさせたとき
●他人の持ち物を壊してしまったとき

ご選択の保険金額※を限度に相手方への法律上の損害賠償を補償します。
※1億円と3億円から選べます。

個人賠償責任補償特約

安心 スタンダード シンプル

おひとりの加入で家族みんなが安心

個人賠償責任補償特約は、おひとりの加入で本人はもちろん、本人の配偶者、本人または配偶者の同居の親族、本人または配偶者の別居の子ども(未婚※)までが被保険者となります。お父さん、お母さんのどちらかの加入で、お子さまを含めた家族みんなが補償の対象になります。※未婚とは、これまで婚姻がないことをいいます。

被害者や遺族との示談交渉サービス※付き

個人賠償責任補償特約には「賠償事故の解決に関する特約」が自動的にセットされ、折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続(弁護士を選任を含む)は原則として引受保険会社で行います。(日本国内で発生した事故に限ります)
※示談交渉を行う場合は、被保険者および被害者の同意が必要です。

ここがポイント ●●●●● 自転車事故以外でも、以下のような時に補償されます ●●●●●

- 飼い犬が他人に噛み付いてケガを負わせた
- 買い物中に高額商品を落として壊してしまった
- ベランダからモノが落ちて他人に当たりケガをさせた
- ゴルフをしていてボールが他人に当たりケガを負わせた
- 子どもが高級車を傷つけてしまった



ご自身のケガの補償

- 死亡保険金
安心 スタンダード シンプル
- 後遺障害保険金
安心 スタンダード シンプル
- 傷害医療費用保険金
安心 スタンダード
- 入院保険金 安心
- 手術保険金 安心
- 通院保険金 安心

傷害医療費用保険金とは
ケガにより医師の治療を受けた場合に、公的医療保険制度の一部負担金などの費用をお支払いします。

入院・手術・通院保険金とは
例えは、(安心プランG102の場合)
重傷を負い、50日間入院し手術を受けた場合
【入院保険金11,500円×50日=75,000円】
【手術保険金11,500円×10倍=15,000円】
【合計 190,000円+治療のために病院に支払った公的医療保険制度における一部負担金等が受け取れます。】

ここがポイント
補償の対象となる事故は自転車搭乗中の事故だけではなく!

- 国内・海外を問わず、次のような偶然な事故によりケガをされた場合に、保険金をお支払いします。
- 運行中の自転車、自動車、電車、飛行機、船舶などに乗っているときのケガ
 - 運行中の自転車、自動車などと接触したり、衝突したときのケガ
 - 乗物の乗降場構内(改札口内など)でのケガ
 - 乗物の火災によるケガ

保険プラン表

3つのプランをご用意しています。

ご自身のケガの補償をどこまで備えるかで、選ぶプランが変わります。

- 安心プラン**
実費+入院・通院の日額、手術保険金で手厚く備えたい
- スタンダードプラン**
実費で補償してほしい
- シンプルプラン**
死亡・後遺障害といった重大事故のみでOK

プラン名	安心プラン		スタンダードプラン		シンプルプラン	
	G103	G102	H103	H102	J103	J102
個人賠償責任補償※1 (支払限度額)(1事故につき)	3億円	1億円	3億円	1億円	3億円	1億円
死亡保険金	200万円	200万円	200万円	200万円	200万円	200万円
後遺障害保険金 (障害の程度に応じて)	8万円~ 200万円	8万円~ 200万円	8万円~ 200万円	8万円~ 200万円	8万円~ 200万円	8万円~ 200万円
傷害医療費用保険金 (支払限度額)(1事故につき)	100万円	100万円	100万円	100万円	×	×
入院保険金日額※2 (1事故につき1,000日限度)	1,500円	1,500円	×	×	×	×
手術保険金※2 (1事故につき1回)	入院中	15,000円	15,000円	×	×	×
	入院中以外	7,500円	7,500円	×	×	×
通院保険金日額※3 (1事故につき90日限度)	1,000円	1,000円	×	×	×	×
一時払保険料	保険期間 1年	5,020円	4,490円	3,100円	2,570円	2,270円
	保険期間 3年	12,620円	11,300円	7,800円	6,480円	5,680円
	保険期間 5年	20,100円	17,990円	12,390円	10,280円	9,070円

[全てのプランにセット] ※1 賠償事故の解決に関する特約
[安心プランのみセット] ※2 入院保険金および手術保険金支払対象期間延長特約(1,000日用) ※3 通院保険金支払対象期間延長特約(1,000日用)

交通事故傷害危険のみ補償特約付傷害総合保険について
交通事故傷害危険のみ補償特約付傷害総合保険は、運行中の交通乗用具(自動車、自転車、原動機付自転車、電車、航空機、船舶など)との衝突・接触等の事故、運行中の交通乗用具搭乗中の事故、乗物の乗降場構内(改札口内など)での事故および運行中の交通乗用具の火災等の所定の偶然な事故により被保険者がケガをされた場合に限り保険金をお支払いします。

自転車レースについて
自転車レースを行うための施設等や、一般の通行を制限して占有した状態の道路で行う、競技・競争・興行(いずれもそのための練習を含む)は補償の対象外となります。